

令和4年5月20日発行

## 成年年齢引下げ(民法改正)に伴う贈与税、 相続税の改正について

民法の改正により、令和4年4月1日から、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられました。これに伴い、贈与税、相続税の年齢を基準とする要件も下表のとおりとなります。

区 分		成年年齢の要件	
		令和4年3月31日以前 の贈与・相続等の場合	令和4年4月1日以後 の贈与・相続等の場合
贈 与 税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相続時精算課税</li> <li>・住宅取得等資金の非課税等</li> <li>・贈与税の特例税率</li> <li>・相続時精算課税適用者の特例</li> </ul>	その年1月1日において <b>20歳以上</b>	その年1月1日において <b>18歳以上</b>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業承継税制</li> </ul>	贈与の日において <b>20歳以上</b>	贈与の日において <b>18歳以上</b>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・結婚、子育て資金の非課税</li> </ul>	資金管理契約締結日において <b>20歳以上</b> 50歳未満	資金管理契約締結日において <b>18歳以上</b> 50歳未満
相 続 税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・未成年者控除</li> </ul>	相続等の日において <b>20歳未満</b>	相続等の日において <b>18歳未満</b>

### 【贈与税の特例税率の例】

Q：私は、祖父から令和4年2月10日に現金800万円、同年7月10日に現金700万円の贈与を受けました。同年10月10日に19歳になりますが、適用される税率はどのようになりますか？

A：あなたの年齢は、同年1月1日においては18歳です。従って、2月10日に受けた800万円の贈与は一般税率が適用され、7月10日に受けた700万円の贈与については、特例税率を適用（他の条件を満たせば）することができます。



## 育児・介護休業法の改正

令和4年4月1日より「育児・介護休業法」の改正が、段階的に施行され始めました。主な改正点は、次のとおりです。

### 《改正の概要》

#### 令和4年4月1日施行

- ・ 育児休業を取得しやすい雇用環境整備の義務化
- ・ 妊娠、出産の申し出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置の義務化
- ・ 有期雇用労働者の「育児・介護休業」取得要件の緩和

#### 令和4年10月1日施行

- ・ 産後パパ育休（出生時育児休業）制度の創設
- ・ 育児休業の分割取得

#### 令和5年4月1日施行

- ・ 育児休業取得状況の公表の義務化



今回の改正は、産後パパ育休の創設をはじめ、男女ともに仕事と育児を両立しやすい環境が整備される内容となっています。

企業がすべき対応は、育児休業を取得しやすい雇用環境の整備、個別の周知・意向確認、就業規則の改訂や労使協定の締結等になります。

厚生労働省のホームページでは、規則の規定例、社内研修用の資料等も用意されていますので、自社の取り組みにあわせて活用して下さい。

## 年金手帳の廃止

年金手帳は、基礎年金番号を本人に通知し、公的年金の加入歴や保険料納付状況を証明するものとして発行されていましたが、マイナンバーの導入もあり、以前のように手帳の形式で通知や情報管理を行う必要がなくなりました。

そこで、2022年4月以降新たに公的年金の被保険者となる人には、年金手帳に代わり「基礎年金番号通知書」が発行されることになりました。

ただし、既に公的年金制度に加入している人、すなわち年金手帳を持っている人には基礎年金番号通知書は発行されませんので、引き続き、基礎年金番号を確認する書類として、年金手帳は大切に保管しておきましょう。

また、年金手帳をなくしてしまった場合には再交付を申請することができますが今後は手帳の再交付はされず、基礎年金番号通知書が発行されます。

